

水平社宣言から100年

—人権・解放運動の「原点」を見つめ直す—

関人権教育啓発
センター
☎80-1080

写真：花立山

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」
日本初の人権宣言ともいわれる水平社宣言はこう結ばれています。

水平社宣言にいう人とは、全ての人であり、
そこに込められた思いは、全ての人の人権が尊重される社会の創造です。

—全国水平社の創立

今年、水平社の創立からちょうど100年となる節目の年にあたります。1922年3月3日、社会から部落差別を無くしていくことをめざして、「全国水平社」が創立されました。

小中学校の歴史の授業で学習しながらに身分が決まり、個人の努力だけでは変わらないという身分制度がありました。そのため、明治政府は国家の近代化をめざして、旧来の身分制度を廃止するための政策を行い、その一環として被差別身分を廃止するための「解放令」を出しました。これらの政策によって制度上の身分は無くなりましたが、民衆に染みついてきた差別意識を正していくための取組はほとんど行われませんでした。こ

のため、「解放令」が出されたにも関わらず、人権問題としての部落差別は無くなりませんでした。

政府は、近代国家となった後も部落差別を解消するべき有効な手立てを講じることができませんでした。その結果、人々の差別意識は温存され、社会的格差を拡大することとなりました。このため、部落の人々が自ら運動することによる平等な社会の実現をめざし「人間の尊厳」を求める運動として、全国水平社が結成されました。このとき読み上げられた宣言文が、日本初の人権宣言ともいわれる「全国水平社創立宣言（水平社宣言）」です。

1947年、基本的人権の尊重を掲げた日本国憲法が施行された後も、部落問題は解消されることなく、人々の差別意識や厳しい社会的格差は継続されていました。そのため、部落問題解消の取組の必要性が求められ、1969年に制定された同和对策事業特別措置法により、行政による本格的な取組が行われました。その結果、道路や住宅などの生活環境の面では改善されました。しかし、結婚や就職などにみられる市民の差別意識という面では今なお解消されたとは言えません。このことは、小郡市が市民を対象に行った人権・同和问题市民意識調査の結果からも明らかです。

2000年には、人権尊重精神の普及を求めて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。しかし、その後もインターネットやSNSなどにおいて、さまざまな形で被差別部落に対する誹謗・中傷や差別的な書き込みが発生しました。このことがきっかけとなり、2016年には「部落差別解消推進法」が制定されています。

今後は、部落差別をはじめとする、あらゆる人権侵害に対して迅速に対応・救済し、公権力やマスメディアによる人権侵害に対しても対応することのできる政府から独立した国内人権機関の設置が求められています。

全国水平社創立から100年後の今、日本社会は、本当に一人ひとりの人権が大切にされる社会になったでしょうか。

社会の多くの場面で、人権尊重の意識は高まってきています。社会のバリアフリー化が進められています。理不尽な言動はハラスメントとして取り上げられるようになりました。性の多様性を認める方向に社会は変わっています。

しかし、その一方でインターネットやSNS上での誹謗・中傷、ヘイトスピーチの問題、ジェンダー平等の問題、そして最近では新型コロナウイルスに関する人権問題など、新たな人権問題も発生しています。

この100年間、多くの人が差別と闘い、人権が大切にされる社会の確立をめざして努力してきました。水平社宣言には「人の世に熱あれ、人間に光あれ」とうたわれています。ここにいう「人」とは、全ての人であり、水平社宣言に込められた思いは、全ての人の人権が尊重される社会を創造することです。

当たり前と思っている日常を人権という視点から見直してみると、困っている少数者の人権に配慮できる社会をめざすこと。そのような取組が、お互いを認め合いながら共生できる豊かな社会の実現につながるのではないのでしょうか。

人権・部落問題に関わる出来事

- 1871年 「解放令」の公布
- 1922年 全国水平社の創立
- 1946年 部落解放全国委員会の結成(水平社から発展)
- 1947年 基本的人権の尊重を掲げた日本国憲法の施行
- 1963年 教科書無償化が始まる(教科書の無償化を求める取組は、被差別部落の保護者の要求運動から始まり、連帯の広がりによって、法律が制定された)
- 1965年 「同和对策審議会」答申(部落問題の解消は国の責務であり国民的課題であると答申)
- 1969年 「同和对策事業特別措置法」公布(部落問題解消のための国と地方公共団体の責務を定め事業を実施するための法律)
- 1975年 部落地名総鑑事件が発覚(企業による採用差別事件)
- 2000年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
- 2016年 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

「部落差別解消推進法」とは

- 「現在もなお部落差別が存在すること」を明記し、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的とした法律です
- 国と地方公共団体は、①相談体制の充実、②教育・啓発の実施、③部落差別の実態に係る調査の実施を行う責任があると明記しています